

教育に関する「大綱」(案)

はじめに

近年、少子高齢化、人口減少、環境問題の顕在化、高度情報化の進展、地方分権の推進など、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化をする中、安堵町では、平成24年4月に、平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする新しいまちづくりの基本的な指針となる「第4次安堵町総合計画」を策定しました。計画の実現に向け、これまで蓄積されてきた歴史や文化、豊かな自然を守りながら、地域の特性を活かし、個性あふれ、誰もが住みやすく魅力ある町づくりを進めております。

「第4次安堵町総合計画」の将来像である『小さくてもキラリ光る交流のまち』を達成していくため、施策の大綱として4つの基本理念（いきがい・やさしさ・心地よさ・力強さ）を定め、施策の展開を図っているところです。

「教育に関する大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

本町では、教育基本法や学校教育法の改正の趣旨を活かしつつ、総合計画との整合性を図り、国の教育振興基本計画等を踏まえ、安堵町教育大綱を策定しました。

基本理念「いきがい」

～個性輝く人が育ち、活躍するまちを創る～

本町は歴史・文化や自然などかけがえのない地域資源をもつ町です。子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージの中で学び・育ち・交流し合い、一人ひとりが輝ける環境の整備に努めます。また、芸術や文化活動を高め、心豊かで創造性あふれた人間形成を推進していくとともに、お互いの人権を尊重し、男女ともに参画できる社会の実現を目指します。

基本方針

1. 子どもの個性と能力を最大限に伸ばし、生きる力を育む学校教育を推進します。
2. 生涯を通して学びや余暇活動に積極的に参画できる環境や仕組みづくりを推進します。
3. 安堵町の歴史ある文化の再発見と保存・継承活動に努めます。

4. 地域や世代そして国を越えた人・もの・情報の交流の活性化に努めます。
5. さまざまな人権問題の解決にむけた取り組みを推進します。

計画の期間

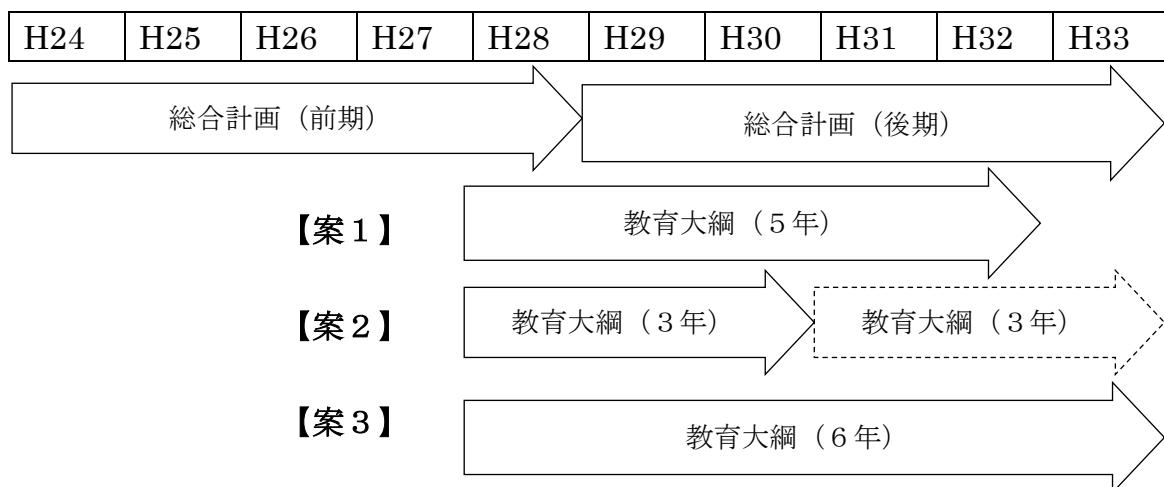
【案1】原則として、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

なお、必要に応じ、教育大綱の内容をみなおすこととします。

【案2】平成28年から平成30年までの3か年とする。

【案3】原則として、平成28年度から平成33年度までの6か年とします。

なお、必要に応じ、教育大綱の内容をみなおすこととします。



基本目標

1 子どもの個性と能力を伸ばし、生きる力を引き出す

- ・基礎学力の定着のための授業改善
- ・学校現場におけるＩＣＴの活用
- ・学力の二極化対策
- ・道徳教育の充実
- ・保幼小中の学びの繋がりづくり
- ・読書活動の充実

2 安心できる教育環境の整備

- ・いじめ、暴力行為などへの徹底した取組
- ・児童生徒自立支援事業の充実

3 郷土の文化・先人の知恵を生かした特色ある学校づくり

- ・地域ボランティアとの連携強化

- ・地域の歴史や文化、伝統に触れる総合的な学習の充実

4 生涯を通じた多様な学びの場づくり

- ・幅広い年齢層が参加できるような講座内容の工夫
- ・町内の生涯学習クラブ等への支援
- ・社会教育施設の充実

5 スポーツ・レクリエーション活動を通じた健全な心身の形成

- ・誰もが参加できる軽スポーツの普及推進
- ・町内の社会体育クラブ等への支援
- ・社会体育施設の充実

6 地域の歴史の継承

- ・町内の文化財調査、保護の推進
- ・地域の歴史の再認識と次の世代への継承

7 伝統産業技術の保存と伝承

- ・灯芯引き技術の保存と伝承
- ・灯芯保存会の活動を支援し、連携強化

8 地域文化の創造・発信

- ・町出身の偉人の足跡を再認識し、地域外への積極的な発信
- ・新たな地域文化の創造

9 おもてなしの心による多彩な交流の活性化

- ・国際交流や地域間交流の活性化
- ・語学教育の充実
- ・観光ボランティア団体による交流人口への対応の支援

10 様々な場での人権教育の充実

- ・社会的弱者への認識を深め、差別に反対し平等な社会を築くことをめざした実践的な人権教育の推進